

障害年金の事後重症による請求の理由書

次の理由により、事後重症による請求とします。

1. 初診から1年6月目(固定の日)の状態です請求した結果、不支給となった。
2. 初診から1年6月目(固定の日)の症状は軽かったが、その後症状が重くなった。
3. カルテが保存されていないので、診断書が提出できない。
4. その他 _____

氏名 _____

㊞

障害年金は 障害認定日 に、法で定められた障害の状態 にある 納付要件を満たした人 に、初診日に加入していた制度より支給 されます。

- 障害認定日とは初診より1年6ヶ月目の日、または初診より1年6ヶ月以内に症状が固定した日で、5年を限度としてさかのぼって支払われます。

《1年6ヶ月以内に治ったとして障害認定日にするもの》

- | | | |
|---|---|--|
| ① 外傷での手足の切断 | ⇒ | 切断日 |
| ② 人工骨董・人工関節 | ⇒ | 挿入日・置換日 |
| ③ 人工弁・ペースメーカー | ⇒ | 装着日 |
| ④ 人工透析 | ⇒ | 透析開始より、3ヶ月を経過した日
[透析開始より3ヶ月を経過した日が、初診日より1年6ヶ月以内のとき] |
| ⑤ 人工肛門・尿路変更 | ⇒ | 造設日・手術日 |
| ⑥ 脳血管障害
(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血等)
神経の切断等 | ⇒ | 初診より6ヶ月以上経過して症状が固定した日
↓
1年6ヶ月以内に固定したとき |

- 法で定められた障害の状態とは、身体精神に国民年金施行令及び厚生年金施行令別表2に定める程度の状態にあり、その状態が永続的に回復しないか長期にわたって回復しない状態をいいます。

(たとえば、神経症やノイローゼなどは認定の対象になりません)

- 納付要件 ⇒ 加入期間のうち2/3以上が保険料納付済み期間と免除期間
[平成28年3月31日までは、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないときも支給]
- 事後重症 ⇒ 障害認定日には症状が軽く年金の対象とならない人や、カルテが5年保存であるため診断書の提出が出来ない人等のために、症状が悪化して65歳の誕生日の前〃日までに請求して認定を受けると、請求の翌月より障害年金を支給する制度。

※ 老齢基礎年金の繰上請求を受けた人は、請求した日を65歳とみなすので事後重症の支給が出来ません。